

下記の委託業務について、次のとおり、公募型プロポーザルにより実施するので公告する。

令和元年 8 月 22 日

伊豆の国市長 小野 登志子



## 1 業務概要

### (1) 業務名

令和元年度 出会い創出支援事業 出会い創出支援事業企画及び運営業務

### (2) 業務目的

伊豆の国市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に当たり、実施した市民アンケートにおいて、18歳～49歳の若い独身男女の8割が結婚を希望しているにもかかわらず、実際にはその大半が異性と出会う機会が少なく感じていることが分かった。

そのため、出会いの機会を求める独身男女のために、結婚を最終目標とした出会いの機会を創出する事業を実施し、未婚化や晩婚化の解消を図ることを目的に実施する。

### (3) 履行期間

委託期間は、契約締結日の翌日から令和2年3月19日まで。

### (4) 契約限度額

750,000円(税込) ※消費税を10%とした金額

## 2 企画提案に参加するにあたり必要な資格

この企画提案に参加する者は、伊豆の国市契約規則を遵守した上、次に掲げる要件をすべて満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 伊豆の国市指名停止等措置要綱(平成18年伊豆の国市訓令第14号)の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)でないこと。
- (4) 伊豆の国市暴力団排除条例(平成24年伊豆の国市条例第10号)第2条に規定する暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 国税、県税及び市税を滞納していないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

## 3 プロポーザル実施要領等の配布期間、配布場所及び配布方法

### (1) 配布期間

令和元年8月22日(火)から令和元年9月25日(水)午後5時まで。

(2) 配布場所及び配布方法

伊豆の国市ホームページ内の入札・契約のページに掲載する。

<URL <http://www.city.izunokuni.shizuoka.jp/zaimu/shisei/nyusatsu/index.html>>

4 参加申込書等の提出

(1) 参加申込書の提出期間及び提出方法

ア 提出期間

令和元年8月22日(火)から令和元年9月25日(水)(土曜日、日曜日及び祝日を除く)の午前9時から午後5時までの間

イ 提出方法

下記提出先まで持参、郵送、FAX又は電子メールにて提出すること。

持参以外の場合には、その旨伊豆の国市政策推進課まで、電話にて連絡すること。

また、令和元年9月25日(水)午後5時までに必着のこと。

(2) 参加届出書、企画提案書等の提出期間及び提出方法

ア 提出期間

令和元年8月22日(火)から令和元年9月25日(水)(土曜日、日曜日及び祝日を除く)の午前9時から午後5時までの間

イ 提出方法

下記提出先まで持参又は郵送にて提出すること(FAX及び電子メール不可)。

郵送の場合には、その旨伊豆の国市政策推進課まで、電話にて連絡すること。

また、令和元年9月25日(水)午後5時までに必着のこと。

(3) 提出先

伊豆の国市市長戦略部政策推進課

〒410-2292 静岡県伊豆の国市長岡 340-1

電 話 055-948-1413 (直通)

F A X 055-948-2915

電子メール [seisaku@city.izunokuni.shizuoka.jp](mailto:seisaku@city.izunokuni.shizuoka.jp)

(4) その他

企画提案書の内容について、書類選考を実施する。

選定された者に対しては、令和元年10月2日(水)までに通知予定。

5 その他

(1) 詳細は「令和元年度 出会い創出支援事業 出会い創出支援事業企画及び運営業務プロポーザル要領」及び「令和元年度 出会い創出支援事業 出会い創出支援事業企画及び運営業務仕様書」による。

(2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 照会窓口は、伊豆の国市市長戦略部政策推進課とする。